

第4号様式（第9条関係）

令和元年度第2回 大田区入札監視委員会定例会議議事概要

開催日時	令和2年1月10日（金） 午前10時～12時
場所	大田区役所本庁舎9階入札室
出席委員	内山委員長、宮本委員、藤好委員
事務局 （説明者）	清水副区長（欠席）、玉川総務部長、鈴木経理管財課長、河原田施設整備課長（欠席）、宮本施設保全課長、浦瀬建設工事課長（欠席）、大田基盤工事担当課長、柴田契約担当係長、前田契約担当係長、浦田契約担当係長
議事概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 部長挨拶 3 議事 <ol style="list-style-type: none"> （1）指名停止措置の状況について （2）令元年度上半期 工事請負契約の概要について （3）令元年度上半期 工事請負契約抽出案件について （4）その他 4 閉会 ※詳細は、別紙のとおり
審議の対象と した期間	平成31年4月1日～令和元年9月30日 （合計169件、制限付一般競争入札91件、総合評価落札方式入札12件、希望制指名競争入札14件、指名競争入札7件、随意契約45件）
提出された 報告資料	令和元年度 第2回大田区入札監視委員会次第 資料1 指名停止一覧 資料2-1～2 入札契約方式別発注工事総括表、発注工事一覧表 競争入札における工種別平均落札率の状況 資料3 第2回入札監視委員会 入札契約方式別抽出案件一覧 資料4～8 抽出事案説明書
審議した 事案	抽出事案計5案件 「入札契約方式別抽出案件一覧」（資料3）のとおり
主な 質問 ・ 見 回 答 等	別紙のとおり
備考	

令和元年度第2回 大田区入札監視委員会定例会議議事概要 別紙

1 指名停止措置の状況について

事務局より資料1に基づき報告した。

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月以降に、公衆損害事故、粗雑工事等を理由に複数回指名停止を受けている業者が2者いる。繰り返し事故を起こしていることを考えると、指名停止の効果があるようには思えない。要綱では3年間の間に複数の指名停止がある場合、指名停止期間を加重できる規定がある。該当業者については回を重ねるごとに指名停止期間が延びているが、その適用によるものか。 ・指名停止によって発注停止はできないのか。 ・要綱に「できる」と規定しているのだから、繰り返し事故を起こす業者には指名期間を加重すべきではないか。そうでないと制度自体が無意味となってしまう。 ・上述の意見はまさに委員会が指摘すべき事項と考える。 指名停止は要綱に基づいており、行政処分ではないことから、あらかじめ定められた基準に合致していなくても直ちに違法の問題は生じない。しかし、入札の公平さを保つために、できる規定についても一定の公平な基準を設けることを検討してほしい。また、職員が交代しても、適切に情報が引き継げるようお願いする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2者のうち1者については適用していません。 ・発注停止はできませんが、指名停止を受けることで、工事成績に反映され、結果入札参加が制限されることがあります。 また、そもそも工事について不具合があってはならないと考えています。しかし、それでも生じた場合のペナルティは強権発動という趣旨でありますので、その根拠となる要綱を定めて科すこととなりますが、形式的に適用すると形骸化してしまう危険性があります。そのために契約担当課と起工課が連携しながら、再発防止に向けて、業者に指示、助言を繰り返し徹底することで良好な契約の履行に努めていきます。 ・要綱の趣旨もご意見と同様と考えますので、指名停止の期間については起工課と情報交換しながら適正に判断してまいります。 ・承知しました。いただいたご意見を基に、対応してまいります。

2 令和元年度上半期工事請負契約について

事務局より、資料2-1～2に基づき報告した。

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> 電気工事は過去90%を超えたことはなく、予定価格は適正に設定しているのか疑問が残る。市場価格を調査したうえでの価格設定ではあるだろうが更なる工夫をしてほしい、 また、随意契約の契約率が99%であることを考えると、より精度の高い予定価格に設定できるよう願います。 	<p>ご指摘を厳格に受け止め、対応してまいります。</p>

3 令和元年度上半期工事請負契約抽出案件について

事前に当番委員が抽出した5案件について、事務局より資料3～8に基づき報告し、審議を行った。

(1) 制限付一般競争入札案件（2件）

○ 大田区立大森第七中学校校舎改築その他工事（I期）

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> 高額案件のため、参加する業者も限定されていると思うが、具体的な基準は。 今回の発注をJV形式としたのは入札前に決めていたのか。 参加数が2者というのは、これまでと比較して多いのか、少ないのか。 この案件は入札の結果からすると、安いのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘のとおり、設定金額が高額のため対応できる区内業者も少なく、発注形式についても起工課と打ち合わせをしながら、決めています。場合によっては、受注機会の拡大という趣旨から、下のランクの業者も含めた、2社、あるいは3社JV形式で対応することもあります。 はい、入札前に告示を行い、そこに記載した条件に基づいて、自主結成したJVに申し込んでもらっています。 今回の3社JVについては、過去の案件とほぼ同数です。 潜在的に組める件数はかなりあるのですが、積算にも手間がかかったり、他の工事との掛け持ちも難しかったりという事情から、JVを結成する業者が限られてしまっている状況です。 学校については、他校と比較して一定程度公平な教育環境が要求されるので、標準仕様を定めており、本件もそれに基づき設計しています。積算についても、積算基準に基づき積算を行っており、適正な金額であると考えています。

<p>・行政上の産業育成や工事そのものの置かれている状況もわかるが、参加数が2者というのでは競争という観点からするとやはり少ないのではないか。</p> <p>区民の目線からも、参加者が多い方が公平さが増すと思われる。</p> <p>参加資格について、たとえば契約実績の緩和などを行うことで、より参加できる仕組みを工夫してほしい。</p> <p>・ 工事の進捗状況は。</p> <p>・ 随意契約による追加工事はないのか。</p> <p>・ 区内業者の中では、大手といわれる業者も技術力が若干劣るということを知り、であれば、一部でもいいので、区外大手の業者も取り込めば、区内業者の技術力を高めることにもつながると思うので、ぜひ検討していただきたい。</p>	<p>・ご指摘の通り入札参加者を増やすことで競争性が確保されるという点から、現在、発注が少ない工種については、工事实績を通常の5年から10年に延ばすなどの対応をしております。また債務負担行為を活用して、発注の平準化も図っております。これに限らず、他の案件も参加者数が確保できるような対策を引き続き検討してまいります。</p> <p>・問題なく進んでいます。現在、1階の床をコンクリート打ちしているところです。</p> <p>・学校改築については、学校運営をしながら工事をしていくため、工事を分割して発注するケースが多くあります。本件についてもⅡ期工事がありますが、発注形式は競争入札の予定です。</p> <p>・過去にも大田体育館のように、大型で特殊な建築について、区外大手業者と区内業者のJVに発注した実績があります。今後も、工事の内容などを起工課と相談しながら、発注形式について検討していきます。</p> <p>・ここ数年、いくつか区内業者が大手とのJVにより受注して、工事实績を積んでおり、ある程度育成が進んでいるのではないかと考えています。</p>
---	--

○ 仮称大田区新蒲田一丁目複合施設新築工事

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>・1者入札ということで実質は不落による随意契約と変わらないのではないかと。</p>	<p>・不落による随意契約は、入札を行ったが予定価格を超過したため、協議により価格を決定しており、結果として予定価格に比較して100%に近い金額となっています。一方、入札は参加者が札を入れた金額に基づき決定しており、仮に前者と予定価格に対する契約金額の率に差異がなくとも、手続き的には全く違うものであります。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加者は、参加数が自社1者だということ がわかっていたのか。 ・実質的には競争とは言えないので、参加者数が増えるように工夫してもらいたい。 ・ホールを地下にしたのは、高さ制限の関係からか。費用もかなりかかるようだが。 ・解体工事も含まれているのか。 ・設計は外注か。 ・そこから情報が洩れて、予定価格が予測されるなど、入札に影響を与えることはないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子入札であれば参加者以外は誰が参加しているかはわかりませんが、今回のように、JV形式での発注案件につきましては、技術的に電子入札で行うことは難しいため、入札室で入札参加者を集めて執行している関係から、参加者数はわかっています。 ・ご指摘の点については適切な入札に向けて検討していきます。 ・お見込みのとおりです。今回は複合施設のため、どのような機能をどこに配置するかを担当部局から情報を集めて、計画の検討を進めてまいりました。その結果、従前の大田区民センターにあったホール機能を持つ多目的集会室を地下に配置する計画としました。 ・旧区民センターの地下構造物の解体工事を含んでいます。旧区民センターの上屋解体工事とは分け、新施設の地下工事と一体で工事した方が、地盤の安全確保上有効と考えました。 ・設計は実施、基本とも設計会社に委託しました。 ・業者には守秘義務を課しており、情報漏えいはないと考えて対応しております。
--	---

(2) 指名競争入札方式 (1件)

○ 山王小学校外壁改修その他工事

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・当初と比較して予定価格が上がったのはなぜか。工事内容を変えたのか。それとも参加者を増やすため、あげたのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当初の積算は、東京都の仕様標準や標準単価に基づき積算して予定価格を設定しましたが、入札が不調となったため、独自の調査や、工期のずれに伴う仕様の整理等を行いました。その結果、単価の実勢価格との差の調整、夏休み後の工事実施に伴う足場設置期間の延長などにより、予定価格が当初より増加しました。

<ul style="list-style-type: none"> ・横山建設と醍醐建設を指名した理由は。 ・指名を決定するに際し、議事録等はあるのか。 ・一般競争入札より総合評価等の落札率が低いのはなぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一度不調になった場合は、入札参加者を区から一方的に多数指名することで再入札することが通例です。手持ち工事の有無など業者の詳細な現状が不明な中、できるだけ広く多く指名する必要があるため、区があらかじめ定めた指名基準に基づき、資料6にある「指名業者を選定した考え方」により指名した結果、ご指摘の業者も参加することとなりました。 ・担当者が作成した指名表を決定権者まで決裁して保管しております。 ・総合評価は技術点と価格点の合計で競争するものです。そこで、憶測ではありますが、技術点は配点が公表されていることから事前に参加者が算出できるため、その点数が低い場合は、落札するには価格点を増やして総合点を上げなければならないことから、結果入札額が下がるのではと考えています。 ・区としては技術点における比重を増やすなどの工夫をして技術力の高い業者にも工事を発注できるような仕組みを考えていきます。
--	---

(3) 随意契約 (2件)

○ 田園調布せせらぎ公園造成工事 (湧水設備)

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・受注業者はここ3年で粗雑工事等で3回も指名停止を受けている。随意契約の理由として、工事の安全や円滑かつ適正な施工の確保とあるが、指名停止を受けた業者にそのようなことが期待できるのか。随意契約の相手方としては不適當ではないか。今後の問題として本来の趣旨からも十分配慮願いたい。 ・指名停止を受けた粗雑工事の内容と、その工事については簡単に補修できるものだったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現場の状況について起工課と協議した結果、総合的に判断しました。ただし、ご指摘の意見につきましては参考にさせていただき、適正に対応してまいります。 ・粗雑工事の内容については二点ありまして、一点は、設計図面通りに施工しなかった結果、コンビニ店の前の歩道平板タイルが浮き上がる不具合が生じたものです。もう一点は、撤去すべき雨水ますを撤去し忘れたため、道路の陥没を招いたものです。 <p>いずれの二点も受注業者が補修をしました。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・工事検査の結果手直しをした場合でも、粗雑工事扱いとなるのか。 ・土地の問題のあることから、予定価格については何か考慮をしたのか。 ・起工課が業者を選定するのか。 ・検査は適切に対応できる仕組みとなっているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手直し期間に補修できれば検査合格となるので、指名停止の対象となる粗雑工事には該当しません。ただし、検査に合格しても成績評価が悪ければ指名停止となる可能性もあります。 ・積算自体は標準仕様に基づいて計上しています。 ・起工課からの業者推薦に基づき、総務部内で検討して決定します。 ・検査にかかわることは検査員が全責任を負うこととなります。そこは検査員が一番重く受け止めていると認識しております。
---	--

○ 大田区田園調布一丁目、南千束二丁目付近管路耐震化工事

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・今回第二回目の入札で 100 万しか差がないため、最低入札者だけでなく、もう一社も協議に含めることはできないのか。 ・本件は東京都から受託されたものか。 ・工事における損害等の責任はどこになるのか。 ・予定価格の積算はどこが対応しているのか。 ・工事費はどこが負担するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公示の段階で競争は二回で打ち切るとしております。その先について契約相手方を決めるために、改めて競争に準じた対応をすることは、最初に競争を二回とした区の趣旨とずれてしまうこととなると考えます。よって、一番札から順に協議させていただいています。 ・はい、避難所におけるマンホールの耐震化は区としてもメリットがあるため受託しております。 ・東京都ではなく、発注者である区が負います。ただし、その場合の補償システムにかかわる協定を都と締結しています。 ・東京都が積算したものをそのまま使用しています。 ・東京都です。

令和 2 年度第 1 回委員会を令和 2 年 8 月に開催予定。